臨時教職員の「空白の一日」の廃止を求める要求署名

教育に臨時はない

2018年12月

青森県教育委員会

教育長　和嶋　延寿様

　貴職におかれましては、青森県の教育条件整備のため尽力されていることに敬意と感謝申し上げます。

　さて、青森県内の学校現場には1,000名を超える臨時教職員の方々がいます。現場は、今も臨時教職員の方々の献身と犠牲の上に成り立っています。この間、県教委の力により様々な待遇改善がなされてきました。3月31日に辞令の空白があったため、4月１ヶ月は厚生年金や協会けんぽから国民年金や国保への切替えが必要でしたが、その必要がなくなりました。また、年休の繰越しができず、教諭よりも少ない日数でしたが、年度を超して繰り越せるようになりました。

　そもそも、3月31日(産休･育休の代替を除く)の空白はなぜあるのでしょうか。地公法22条2項(改正地公法22条の３)で臨時的任用を6ヶ月、6ヶ月の計12ヶ月を越えないことと定めているため、１年を超える継続任用はできない。そこで、空白を設けて「退職、新たに任用」という形にしました。

公務の場では、臨時とは文字通り臨時・突発的なものであり、必要な人員は正規職員を充てるという理念が地公法22条２項に記されたのです。しかし、現実は臨時職員が国にも県にも常態化されてきました。国もこの事態を無視できず、総務省は通知で「新たな任期と前の任期の間に一定の期間(空白)を設ける法令は存在しない」「不適切な空白期間の是正」(平成26年7月、平成29年8月、平成30年10月)と法解釈の事実上の変更を各自治体に発しました。私たちは、定数内講師の正規化を求めると同時に、抜本的な定数増による臨時的任用の根絶を求めます。

　当面、「空白の一日」の撤廃を求めます。そして、現在行われている給料の頭打ちの撤廃も求めます。わずか10年で昇給がストップする頭打ちをしてはならない、と総務省の改訂版マニュアルにも「常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取り扱いは改める必要がある」とあります。歴代の教育長も臨時講師と教諭に仕事の差はないと発言してきました。全国では神戸市、京都府や神奈川県で実施され、秋田県等いくつかの自治体で検討に入っています。

青森県も、一日も早く「空白の一日」の撤廃に踏み出してください。そしてさらにこの機会に職務給の原則に従って、給料も2級に格付けすべきと考えます。

記

要求項目　　○臨時的任用の教職員にいわゆる辞令の「空白の一日」を設けないこと。

　　　　　　○臨時的任用の教職員の給料の頭打ちを撤廃すること。

　　　　　　○臨時的任用の臨時講師の給料は2級に格付けすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 職場名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

取扱い団体・連絡先：青森県高等学校・障害児学校教職員組合（℡017－734－7287）

　　　　　　　　　　〒030－0823　青森市橋本1丁目2－25青森県教育会館内